

## 第4章 都市計画道路の整備に向けて

### 1 都市計画道路の整備方針策定について

第3章に基づき、「将来都市計画道路網の検証」・「優先整備路線の選定」・「見直し候補路線の整理」を行い、(1)優先性が高い路線・区間、(2)優先性が低い路線・区間、(3)変更路線・区間、(4)廃止路線・区間の4種類に位置付けた、都市計画道路の整備方針を策定します。

#### (1) 優先性が高い路線・区間

必要性が高く、優先性・実現性も高いことから優先的に整備を行うべき路線・区間です。

#### (2) 優先性が低い路線・区間

必要性は確認できるが、長期的な視点で整備を進めていく路線・区間です。

#### (3) 変更路線・区間

必要性は確認できるが合理性などが確認できず、変更の必要があると判断した路線・区間です。  
現状の決定内容ではなく、ルートの変更、あるいは規模や構造の変更などにより合理的な計画となるものは内容を変更します。

#### (4) 廃止路線・区間

必要性が確認できず、廃止の必要があると判断した路線・区間です。  
将来交通需要予測に基づき将来道路ネットワークを検証し、廃止に伴い他路線に著しい影響を及ぼさない場合は廃止します。

### 2 市民との合意形成及び整備方針の決定

整備方針の策定にあたり検討した経緯や結果は、市民への説明会を開催するなど合意形成を図るよう努め、最終的な整備方針を決定します。

市民の理解を得た上で、各路線・区間について、「優先整備・変更・廃止」の方針を決定します。

### 3 都市計画の手続き

「変更」・「廃止」となった都市計画道路については、都市計画の手続きを進めます。

### 4 見直しの時期

整備方針は概ね10年を目処に見直すほか、社会経済情勢の変化、まちづくりの各種制度の大幅な変更、本市の上位計画の改訂があった場合等に、必要に応じて見直します。